

## 別添4 航空運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請等の処理について

### 一 航空運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者の範囲

航空運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者とは、航空運送事業者の行う運送を利用して、利用者の需要に応じ、運送責任を負って有償で貨物の運送を行う事業をいう。

この場合において、利用者（真荷主又は貨物利用運送事業者）より航空貨物の運送を元請し、その航空貨物運送の全部又は一部を下請に出す場合の当該元請事業者についても対象となるので承知されたい。

ただし、次のいずれかに該当する場合については、航空運送に係る当該第一種貨物利用運送事業の対象外となるので、留意されたい。

貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業に該当する場合

航空運送事業者以外の運送機関を利用する場合又は航空運送に係る貨物利用運送事業の無許可又は無登録営業者を利用する場合等利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関し、適正な運送契約を締結していない場合（利用運送の定義に該当しないもの及び違法行為を前提としたもの。）

航空貨物代理店でない場合

### 二 第一種貨物利用運送事業登録（変更登録）に当たっての具体的処理基準

#### 1 事業計画（施設）の適切性

##### （1）貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

##### （2）貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

#### 2 事業適確遂行能力

##### （1）財産的基礎

貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産300万円以上）を有していること。

##### （2）経営主体

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号に規定する登録拒否要件に該当しないこと。

### 3 その他留意事項

登録申請書の受理について、申請書の記載事項の不備又は申請書に必要な添付書類が添付されていない等法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請であることが外形上明確に判断し得る場合は、行政手続法（平成5年法律第88条）第7条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるとするものとする。

また、申請の内容が、上記一の から までのいずれかに該当する場合は、不正な手段による登録申請として、貨物利用運送事業法第16条第2号の規定に基づき、登録後に事業停止又は登録取消し処分を行う旨を教示するとともに、申請者に対し当該申請の補正を求めるとするものとする。

## 三 第二種貨物利用運送事業の許可（事業計画変更認可）に当たっての具体的処理基準

### 1 国際航空に係る利用運送事業

#### A．国際一般混載事業

##### （1）航空輸送との接続の適切性

航空貨物輸送の利用効率の向上に資するものと認められる事業運営体制の整備が行われるものであること。

国際航空貨物代理店であること。

##### （2）事業計画の適切性

###### 事業内容の一般性

単なる代理店ではなく、コモン・キャリアとしての役割を果たす利用航空運送事業（航空に係る第二種貨物利用運送事業をいう。）であることに鑑み、広く一般の需要に応ずるに足る事業内容となっていること。

###### 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

###### 仕分体制

海外の仕向地における仕分体制を自ら整備しているか又は仕分代理店との委託契約が適切になされていること。

##### （3）事業適確遂行能力

###### 財産的基礎

貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産300万円以上）を有していること。

過去数年間の健全経営

過去3か年程度法人の経常収支が健全であること。（新たに法人を設立する場合には、健全な経営が行われるものと認められるものであること。）

組織・経営主体

貨物利用運送事業の遂行に必要な組織及び法令知識を有し、事業運営に関する指揮命令系統が明確であり、貨物利用運送事業法第22条に規定する欠格事由に該当しないものであること。

#### （4）集配事業計画の適切性

集配体制

集配営業所ごとに集配車両2両以上を含む集配体制が整っていること。自己の車両で集配をする場合にあっては、当該集配業務に適切な構造を有する事業用自動車の使用権原を有すること。

自己の車両で集配をする場合

##### （イ）自動車車庫

- ・配置する計画車両を収容し得る車庫を有すること。この場合、車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保されていること。
- ・所有権又は使用権の裏付けがあり、かつ、関係法令に抵触しないものであること。
- ・他の用途に使用されないものであること。

##### （ロ）運行管理体制（自社の貨物自動車運送事業からの併用部分を除く。）

- ・運行管理者及び整備管理者の選任等事業の適正な運営を確保するために必要な運行管理体制を整えていること。
- ・集配事業計画に基づき配置される集配車両数が5両以上の場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則第34条及び第18条の規定に基づき運行管理者を選任すること。
- ・事業計画の遂行に十分な数の集配自動車の運転者を常に確保できるものであること。

集配業務を他の者に委託する場合

- ・受託者との間に、集配業務委託契約が締結されていること又はこれと同等のものと認められ得ること。
- ・受託者が航空に係る第二種貨物利用運送事業者であること又は航空貨物の集配のための必要な体制を有している一般貨物自動車運送事業者であること。

#### B．国際宅配便事業

##### （1）航空輸送との接続の適切性

航空貨物輸送の利用効率の向上に資するものと認められる事業運営体制の整備が行われるものであること。

国際航空貨物代理店又は国際利用航空運送事業者の集貨代理店であること。

( 2 ) 事業計画の適切性

事業内容の一般性及び明確性

- ・ 広く一般の需要に応ずるに足る事業内容となっていること。
- ・ ドアーツードアサービスに、通し運賃を設定した商品であって、特別な名称を付与して利用者に提示するという事業体制となっており、利用者との関係からみて事業内容が明確なものとなっていること。

貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

仕分体制

海外の仕向地における仕分体制を自ら整備しているか又は仕分代理店との委託契約が適切になされていること。

( 3 ) 事業適確遂行能力

財産的基礎

国際一般混載事業の基準と同じ。

過去数年間の健全経営

国際一般混載事業の基準と同じ。

組織・経営主体

国際一般混載事業の基準と同じ。

( 4 ) 集配事業計画の適切性

集配体制

国際一般混載事業の基準と同じ。

自己の車両で集配をする場合

(イ) 自動車車庫

国際一般混載事業の基準と同じ。

(ロ) 運行管理体制 ( 自社の貨物自動車運送事業からの併用部分を除く。 )

国際一般混載事業の基準と同じ。

集配業務を他の者に委託する場合

国際一般混載事業の基準と同じ。

2 国内航空に係る利用運送事業

A . 国内一般混載事業

( 1 ) 航空輸送との接続の適切性

航空貨物輸送の利用効率の向上に資するものと認められる事業運営体制の整備が行われるものであること。

国内航空貨物代理店であること。

(2) 事業計画の適切性

事業内容の一般性

単なる代理店ではなく、コモン・キャリアとしての役割を果たす利用航空運送事業であることに鑑み、広く一般の需要に応ずるに足る事業内容となっていること。

貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

(3) 事業適確遂行能力

財産的基礎

国際一般混載事業の基準と同じ。

過去数年間の健全経営

国際一般混載事業の基準と同じ。

組織・経営主体

国際一般混載事業の基準と同じ。

(4) 集配事業計画の適切性

集配体制

国際一般混載事業の基準と同じ。

自己の車両で集配をする場合

(イ) 自動車車庫

国際一般混載事業の基準と同じ。

(ロ) 運行管理体制（自社の貨物自動車運送事業からの併用部分を除く。）

国際一般混載事業の基準と同じ。

集配業務を他の者に委託する場合

国際一般混載事業の基準と同じ。

B. 国内宅配便事業

(1) 航空輸送との接続の適切性

航空貨物輸送の利用効率の向上に資するものと認められる事業運営体制の整備が行われるものであること。

国内航空貨物代理店又は国内利用航空運送事業者（国内航空に係る第二種貨物利用

運送事業者をいう。以下同じ。)の集貨代理店であること。

国内利用航空運送事業者の集貨代理店の場合は、当該国内利用航空運送事業者との提携関係が協定書又は契約書により確認されること。

## (2) 事業計画の適切性

利用運送の区域又は区間については、地帯制を採用するものであり、地帯の範囲(地帯の範囲は、例えば都道府県単位等により明記されていること。また、地帯内の仕立地及び仕向地(空港名)については、都市名による記載でも可とする。)は、空港等からの集配距離、集配時間を勘案して合理的なものでなければならないものとする。また、仕立地帯又は仕向地帯内には、それぞれ次のものがなければならないものとする。

### (イ) 仕立地帯

仕立地及び営業所

### (ロ) 仕向地帯

仕向地

事業内容の一般性及び明確性

- ・ 広く一般の需要に応ずるに足る事業内容となっていること。
- ・ ドアツードアサービスに、通し運賃を設定した商品であって、特別な名称を付与して利用者に提示するという事業体制となっており、利用者との関係からみて事業内容が明確なものとなっていること。

貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

## (3) 事業適確遂行能力

財産的基礎

国際一般混載事業の基準と同じ。

過去数年間の健全経営

国際一般混載事業の基準と同じ。

組織・経営主体

国際一般混載事業の基準と同じ。

## (4) 集配事業計画の適切性

集配体制

集配営業所ごとに集配車両2両以上を含む集配体制が整っていること。自己の車両で集配をする場合にあっては、当該集配業務に適切な構造を有する事業用自動車の使

用権原を有すること。なお、事業者の協同組合や事業者相互の運輸に関する協定に基づく共同集配方式、他の事業者に一括して委託する方式等によることができるものとする。

自己の車両で集配をする場合

(イ) 自動車車庫

国際一般混載事業の基準と同じ。

(ロ) 運行管理体制(自社の貨物自動車運送事業からの併用部分を除く。)

国際一般混載事業の基準と同じ。

集配業務を他の者に委託する場合

国際一般混載事業の基準と同じ。